

○山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

令和7年12月12日  
公安委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山口県条例第32号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公安委員会等に係る申請、届出その他の手続等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例、公安委員会規則及び公安委員会が定める規程をいう。
- (3) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第5号に規定する申請等をいう。
- (4) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する処分通知等をいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (6) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(対象手続の公表)

第3条 公安委員会は、この規則の規定により公安委員会等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等について、インターネットの利用その他の方法により当該申請等及び当該処分通知等の根拠となる法令の条項その他公安委員会が必要と認める事項を公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請をする

者」という。)は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、電子申請をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行わなければならない。

2 電子申請をする者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

3 電子申請をする者は、前項の規定により入力した情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書で次の各号のいずれかに該当するものを添付して公安委員会等の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

4 公安委員会等は、第2項の規定により電子申請をする者が、同項に規定する事項を入力する場合において、当該電子申請をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 電子申請をする者は、法令の規定により同一の内容の書面等が数通必要である申請等をする場合において、当該書面等のうち1通に記載されている事項又は記載すべき事項を第2項の規定により入力したときは、その余の書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を重ねて入力することを要しない。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第3項（ただし書を除く。）の規定により電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著し

く不相当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
  - (2) 当該申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
  - (3) 当該申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項の規定による入力が困難である場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は当該申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、当該申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して当該申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

3 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により行う申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合（第1項各号に掲げる場合に限る。）には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、第4条の規定を適用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術利用条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号（電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者（以下「利用

者」という。)を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。)及び暗証符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。)の入力

- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところによる届出  
(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 当該処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

2 情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により行う処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合(前項各号に掲げる場合に限る。)には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、第7条の規定を適用する。